

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第4回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成16年9月24日（金）13：30～15：30

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）石黒重徳，近藤敬夫（委員長），坂本雅子，津田聰夫

（庶務）瀬戸口総務課長，中島総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 欠席者

（委員）西村重雄

5 議題

(1) 指名諮問委員会及び福岡地域委員会の活動実績等について

(2) 平成17年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(3) 平成17年度新任判事補に関する情報収集について

6 審議資料

12 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）（添付省略）

13 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 検察庁に対するもの）

14 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案 - 弁護士会に対するもの）

7 協議

(1) 指名諮問委員会及び福岡地域委員会の活動実績等について

庶務から、指名諮問委員会（第10回議事概要を含む。）及び福岡地域委員会のこれまでの活動実績等について改めて説明が行われた後、昨年度の反省点と今後の活動改善について協議された。

「情報量が少ない原因の一つとして、地域委員会の存在やその意義がまだ十分に浸透していないことが挙げられよう。幾人かの知り合いの弁護士に地域委員会の話をしたところ、地域委員会の存在すら知らなかった。たまたまその弁護士が知らなかっただけのことかも知れないが、より多くの情報を収集していくためには、引き続き地域委員会の存在とその意義を情報提供者側に十分周知していく努力を行っていく必要があるだろう。」との意見が出された。

「情報収集期間を確保する観点から、指名諮問委員会から裁判官指名候補者名簿が送付された後、極力早い時期に、地域委員会を開催するのが望ましい。」との意見が出され、今後も引き続き努力することが確認された。

「転任後間もない（転任後1年ないし3年）再任（判事任命）予定者については、情報量が少なく、より多くの情報収集を行うという観点からは、前任庁に対応する検察庁、弁護士会に対し、情報収集を依頼する取扱いを検討ないし、指名諮問委員会へ要望してはどうか。」との意見が出され、次期以降の検討課題とされた。

(2) 平成17年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

裁判官の人事評価システム、特に外部評価制度について説明者から説明を行い、地域委員会の情報収集との関係について再確認した上で、本年度の再任（判事任命）候補者に関する情報収集については昨年度と同様の方法を執り、審議資料13及び14の依頼文書をそれぞれ発出することとされた。

なお、弁護士会が行う段階評価式アンケートに関して以下のような意見が

出された。

有益な外部情報という観点からは、実際には、日々寄せられる具体的な外部情報の方がより詳細で信頼性の高い外部情報と言える場合が多いのではなかろうか。そういった意味では、もっと裁判官の人事評価システムに着目して、これを活用し、日常的に具体的な情報を提供することを検討していただいた方がよいのではないか。

一般的に、人事評価をする場合、具体的事実に基づいて行う必要があるが、そのような具体的な事実が明らかでないものは、評価の際の資料とすることはできないのではないか。

裁判官にしてみれば、再任を拒否されるかもしれないような重大な場面で、情報の具体的な内容が確認できず、反論もできないような非顕名の段階評価式アンケートの結果を評価の際の資料にされては堪らないであろう。

中には、顕名による情報提供をすることによって不利益を受けるのではないかと危惧している人もいるようだ。

審議資料14に関して、確かに弁護士会が行っている段階評価式アンケートを、どう評価するか、また、提出されたアンケートをどう取り扱うかという点は、指名諮問委員会や地域委員会で検討すべき事項であろうが、段階評価式アンケートを実施するかどうかは、弁護士会が決めることであり、指名諮問委員会が、別の団体の活動内容に口を出すかのような文書を出すように求めることは、いかななものか。

(3) 平成17年度新任判事補に関する情報収集について

従前と同様の取扱いとすることとされた。

(4) その他

ア 弁護士任官の関係の指名候補者に係る情報収集の在り方について

「弁護士に対する情報収集の在り方についても、再任候補者と同様、弁護士会全体への周知をするのが相当ではないか。」との意見が出された。

イ 「裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）」の発出者名について

「総務局第一課長（委員会庶務）から地域委員会の庶務へ発出されて

いるが、本来、指名諮問委員会委員長から地域委員会委員長へなされるのが相当ではなかろうか。」との意見が出された。

以 上